

機関、艙装及び火災安全設備の定期的検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

機関、艙装及び火災安全設備の定期的検査に関する事項

改正理由

IMO は、SOLAS 条約等の条約及び関連するコードに対する定期的検査の詳細について「検査と証書の調和システム (HSSC) に基づく検査ガイドライン」(以下、HSSC 検査ガイドライン) を策定している。また IACS は、IACS 統一規則 Z1 において当該ガイドラインを参照し、年次検査及び中間検査における検査項目を定めている。

2017 年 11 月から 12 月にかけて開催された IMO 第 30 回総会において、HSSC 検査ガイドラインの改正が総会決議 A.1120(30)として採択されたため、IACS は、統一規則 Z1 の見直しを行い、2019 年 5 月に IACS 統一規則 Z1(Rev.7)として採択した。

このため、IACS 統一規則 Z1(Rev.7)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 自走用の圧縮水素又は圧縮天然ガスをタンクに有する自動車を貨物として運送する自動車運搬船に備える可搬式ガス検知器の作動試験について規定した。
- (2) その他コンテナ運搬船に備える水噴霧ランスの現状検査等について明記した。
- (3) 旧 IGC コードの用語を新 IGC コードのものに改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 表 B3.3, 3.3.3, 表 B3.9, 4.2.8, 4.3.3, 5.2.8, 5.3.3
高速船規則 2 編 3.3.1
鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.2, B3.2.3, B3.4.1, B3.4.2, B3.5.1, B4.4.2, B5.4.2